

令和 7 年度 特定（機械・船舶・電気）最低賃金
合同第 1 回専門部会議事録

令和 7 年 9 月 29 日（月）
高松サンポート合同庁舎
南館 1 階共用 101 大会議室

出席者	機械 公 益 側	高塚、平野
	労 働 者 側	佐山、中村
	使 用 者 側	川西、近澤、村上
	船舶 公 益 側	高塚、元木
	労 働 者 側	立石、中塚、中原
	使 用 者 側	檜垣、宮崎
	電気 公 益 側	岡崎、平野、元木
	労 働 者 側	門、土田、箸方
	使 用 者 側	木下、白石、田中

- 議 題
- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
 - (2) 「香川地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程」について
 - (3) 香川地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会の公開について
 - (4) その他

○賃金室長

ただ今から、令和 7 年度香川県特定最低賃金の「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、舶用機関製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」の 3 業種の合同によります専門部会を開催させていただきます。

本日はご多忙のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。
私は、香川労働局労働基準部賃金室長の西田と申します。
今年度初めての専門部会ですので、部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事を進行させていただきます。
それでは、初めに、西原労働基準部長よりご挨拶を申し上げます。

○労働基準部長

香川労働局労働基準部長の西原でございます。

委員の皆様におかれましては、特定最低賃金の専門部会の委員を昨年に引き続きお受けいただき、また、新たにご就任いただきましたこと、心より御礼を申し上げます。

また、本日、お忙しい中、第1回合同専門部会にご出席いただきましたこと、併せて御礼を申し上げます。

さて、今年度、香川県最低賃金につきましては、中央最低賃金審議会がとりまとめた引上げ額の目安を参考として、最低賃金法第9条第2項の3要素をはじめ、香川県の経済・雇用の実態などについて調査審議を審議会のほうで行いまして、今まで1時間970円だったものから過去最大の引上げ幅である66円のアップによりまして1時間1,036円で決定し、10月18日に発効することとなっております。

香川県を含め、ついに全国の都道府県で1,000円を超す状況となりました。

そして、それに引き続きまして、本日から委員の皆様方に特定最低賃金の審議をお願いすることとなりますけれども、今年度の審議におきましても、昨年同様、特定の業種であります機械、船舶、電気の3つの特定最低賃金につきまして、それぞれの産業の実情に応じたご審議をいただきまして、可能であれば、それぞれの業種で年内の12月15日に発効ができるように、労使双方が納得しました全会一致の金額の答申を取りまとめることを目指していただければ幸いでございます。

私ども事務局といたしましても、各専門部会の円滑な運営のために、誠心誠意努力していくことを申し上げまして、簡単ではございますけれども、私からの挨拶とさせていただきます。

今回の特定最低賃金の専門部会につきましても、どうぞよろしくお願ひいたします。

○賃金室長

最初にお断りいたしますが、特定最低賃金の正式名称は長いため、説明の中では、従前どおり「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」は「機械」、「船舶製造・修理業、船用機関製造業」は「船舶」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」は「電気」の略称を使用いたしますことについてご了承願います。

次に、各部会の成立状況についてご報告させていただきます。

専門部会の成立要件につきましては、最低賃金審議会令第6条第6項によりまして、委員定数9名の3分の2以上、又は公労使委員の各3分の1以上の出席があれば、専門部会は成立することとなっております。

本日は、3業種の合同部会ですが、それぞれの部会毎に成立を確認する必要がありますので、各部会の出席状況をご報告いたします。

「機械」につきましては、公益代表委員2名、労働者代表委員2名、使用者代表委員3名の計7名の出席、「船舶」につきましては、公益代表委員2名、労働者代表委員3名、使用者代表委員2名の計7名の出席、「電気」につきましては、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の計9名の出席でございます。3つの部会全て、有効に成立していることをご報告いたします。

なお、本日は傍聴人はおりません。

次に、本日の専門部会の開催に至るまでの経緯につきまして、簡単にご説明いたします。

現在、香川県におきましては、4つの特定最低賃金が設定されております。この特定最低賃金は、先に審議が行われました地域別最低賃金とは異なり、特定の産業について決定されている最低賃金でございます。

その改正につきましては、まず、関係労使から改正の申出があった最低賃金に関するのみ、労働局長から最低賃金審議会に対して改正の必要性の有無について諮問を行い、審議会において改正の必要性があるか否かについてご審議いただきます。

その結果、改正の必要性ありとの答申が出されたものについて、労働局長から最低賃金審議会に対して「金額改正の諮問」を行いました。

最低賃金審議会ではそれぞれの業種ごとに専門部会を設置して金額審議を行っていただき、答申をいただくという流れになっております。

本年6、7月に、4つの特定最低賃金に係る金額改正の申出が関係労働組合から行われました。申出につきましては、適用労働者の概ね3分の1以上の労働者の合意が要件となっておりますが、申出のあった冷凍調理食品製造業については、この要件を満たしておりませんでしたので、改正の必要性の有無についての諮問ができませんでした。

そのほかの「機械」、「船舶」、「電気」については、適正でありましたのでこれを受理し、この申出に基づき、8月6日開催の第3回本審において、労働局長から改正の必要性の有無について諮問を行いました。

そして、8月6日に開催いたしました運営小委員会においてご審議いただいた結果、3つの特定最低賃金とともに改正の必要性ありとの結論に至り、その結果が8月18日開催の第4回本審に報告され本審で承認され、同日、会長から労働局長あてに、改正の必要性ありとの答申をいただきました。

そこで、11ページの資料5「最低賃金の改正決定について（諮問）」のとおり、同日、労働局長から最低賃金審議会に対し、3つの特定最低賃金の改正決定についての諮問を行うとともに、専門部会を設置してご審議いただくため、各専門部

会の委員推薦のための公示と関係労使からの意見聴取のための公示を行いました。各団体からの推薦に基づき、9月4日付けで各専門部会委員の任命をさせていただきました。

また、意見聴取のための公示に基づき提出された意見書が17ページからの資料7です。資料7-1は労働者側から、資料7-2は使用者側からのものとなっております。

以上が本日までの経緯でございます。

お手元の資料につきましては、専門部会ごとに作成しておりますが、必要に応じて間に白紙ページを入れ、3業種分のページが共通となるようにしておりますので、ご了承願います。

なお、異なる資料は、資料No.1、資料No.2、資料No.6、資料No.7-1、資料7-2となっています。

続きまして、事務局より各委員をご紹介させていただきます。

会議資料の1に各部会の委員名簿をつけさせていただいておりますので、順番にお名前のみ五十音順でご紹介させていただきます。

まず、公益代表委員でございます。

岡崎委員でございます。「電気」の専門部会を担当していただきます。

籠池委員でございます。本日は欠席ですが、「機械」と「船舶」の専門部会を担当していただきます。

高塚委員でございます。「機械」と「船舶」の専門部会を担当していただきます。

平野委員でございます。「機械」と「電気」の専門部会を担当していただきます。

元木委員でございます。「船舶」と「電気」の専門部会を担当していただきます。

次に、専門部会別の労・使各委員でございます。

まず、「機械」専門部会です。

労働者代表委員として、佐山委員でございます。中村委員でございます。本日は欠席されておりますが、橋本委員でございます。続いて、使用者代表委員として、川西委員でございます。近澤委員でございます。村上委員でございます。

次に、「船舶」専門部会です。

労働者代表委員として、立石委員でございます。中塚委員でございます。中原委員でございます。続いて、使用者代表委員として、本日は欠席されておりますが家田委員でございます。檜垣委員でございます。宮崎委員でございます。

次に、「電気」専門部会です。

労働者代表委員として門委員でございます。土田委員でございます。箸方委員でございます。続いて、使用者代表委員として、木下委員でございます。白石委員でございます。田中委員でございます。

以上、23名の体制となっております。よろしくお願ひいたします。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

労働基準部長の西原、賃金指導官の三津、地方労働基準監察監督官の森脇、専門監督官の田淵、賃金調査員の橋川、そして、私、賃金室長の西田でございます。

事務局といたしましては、専門部会の審議が円滑に進みますよう努力して参りますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議題（1）の「部会長及び部会長代理の選出」に入らせていただきます。

部会長及び部会長代理につきましては、最低賃金法第24条及び第25条の規定によりまして、公益代表委員より選出していただくこととなっております。これまで、公益代表委員の中で予め候補についてご協議いただき、委員の皆様のご承認を得て、決定して参りましたが、今回もそのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○賃金室長

ありがとうございます。異議がないようですので、それでは、公益代表委員でご検討いただきました部会長及び部会長代理をご報告いたします。

「機械」専門部会につきましては、部会長に高塚委員、部会長代理に籠池委員、「船舶」専門部会につきましては、部会長に籠池委員、部会長代理に高塚委員、「電気」専門部会につきましては、部会長に元木委員、部会長代理に岡崎委員ということございました。

ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○賃金室長

ありがとうございました。

それでは、今後の個々の部会の議題につきましては各部会長にお願いし、部会長が欠席の場合は部会長代理にお願いすることといたします。

本日は合同専門部会ですので、部会長を代表して、本審の会長代理でもあります高塚部会長に議事の進行をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○賃金室長

それでは、高塚部会長、よろしくお願ひいたします。

○高塚部会長

ただ今、「機械」専門部会の部会長を仰せつかりました高塚でございます。

本日は、「機械」「船舶」「電気」の合同部会ということで、各部会長を代表して議事の進行役を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

では、座って失礼します。まず、特定最低賃金の令和7年度の調査審議にあたりまして、最初に労使の委員の皆様にお願いしたいのは、特定最低賃金は労使のイニシアティブによって決定されるものでありますので、それぞれのお立場、ご主張は異なると思いますが、慎重かつスムーズに、全会一致をもって適切な金額を決めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、「電気」を担当されます元木部会長からも一言ご挨拶をお願ひいたします。

○元木部会長

はい。「電気」の専門部会の部会長に選出されました元木です。よろしくお願ひいたします。審議の運営については、円滑に進めて参りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○高塚部会長

ありがとうございました。それでは、議題に入りたいと思います。

議題(2)「香川地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程」について、事務局から説明をお願ひいたします。

○賃金室長

はい、本年度は「船舶」のみの改正となっています。

「船舶」の委員の皆様には資料2として、それ以外の委員の皆様には、資料とは別に「船舶」の運営規程（案）を机上に置かせていただいております。

改正部分は標題の2行目中央付近に付けられていますカンマを読点に改正するというものです。昨年4月1日の日本標準産業分類の改正に伴い、それまで区切りとしてカンマが付けられていたものが、読点に改正されております。

この読点への改正について、昨年度の第3回「船舶」専門部会において取りまとめられた報告書の別紙と、その後の第7回本審の答申文の別紙及び昨年度の「船舶」の官報公示において、標題の中のカンマを読点に改正しております。

これに伴い、その後の最初の「船舶」の専門部会である本日の合同専門部会に

おいて、この改正（案）を提案させていただきます。以上です。

○高塚部会長

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等はございますか。

(意見等なし)

○高塚部会長

よろしいでしょうか。特に審議を要するものでもないと思いますので、「香川地方最低賃金審議会船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金専門部会運営規程（案）」につきましては、（案）を取っていただき、本日から施行することいたします。

それでは、次の議題（3）「香川地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会の公開について」でございます。事務局より説明をお願いします。

○賃金室長

各部会の専門部会運営規程をご覧ください。

会議の公開については、第7条に規定されています。「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができます。」とされています。

さらに、第8条第2項には「議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができます。」とされています。

これらの規定及びこれまでの審議を踏まえ、昨年度は、当専門部会の第1回は会議を公開し、議事録及び会議資料についても公開となっております。また、第2回以降の会議につきましては、令和4年度までは非公開とし、議事要旨を公開していましたが、令和5年度から、公労委員、公使委員で行う金額審議以外の部分と、結審することとなる回の、公労委員、公使委員で行う金額審議に入る前の冒頭の公労使の委員で行う会議の部分につきましては、会議を公開し、議事録及び会議資料についても公開となっております。

また、非公開とする部分につきましては、議事要旨を作成して公開することとし、もう1年様子を見て、世の中の動きも見ながら、今年度、公開、非公開について、再度検討することにしていました。以上です。

○高塚部会長

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明について、何かご意見、ご質問等はございますか。

(意見等なし)

○高塚部会長

よろしいでしょうか。では、次です。

ここで、部会の公開に関して、規程によりますと原則公開で、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」などの場合は、部会長は会議や資料について非公開とすることができますが、本年度の取扱いにつきましては、僭越ながらまず私の意見を述べさせていただき、皆様のご意見を伺ったうえで最終的に決定したいと存じます。

それでは、意見を述べさせていただきます。

第2回の会議から、具体的な金額審議などを行っていくことになります。

部会の会議のうち、公労委員、公使委員で行う金額審議の部分につきましては、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」などの要件に合致することから、会議を非公開にせざるを得ないと思います。

それ以外の非公開としている部分につきましては、全国的に公労使が出席する会議の部分は公開する流れがあり、香川県最低賃金専門部会においても、今年度から結審となる会の最後の公労使が出席する会議は議事録、資料を含めて公開することにしたことから、特定最低賃金専門部会においても、これと同様の取扱いとしてもよいと思われますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○高塚部会長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、香川県特定最低賃金専門部会の第2回目以降につきましては、公労委員、公使委員で行う金額審議の部分は非公開とします。それ以外の部分は公開することとします。

公開する部分につきましては、議事録、資料を公開することとし、非公開とす

る部分につきましては、議事要旨を作成して公開することにします。

「船舶」の籠池部会長からは、本日欠席されるということでしたので、今申しました私の意見に異議ない旨事前にご承認をいただいておりますが、「電気」の元木部会長はいかがでしょうか。

○元木部会長

はい。高塚部会長の意見に異義はありません。

○高塚部会長

はい。それでは、公開、非公開につきましては、今申し上げたとおりとさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次に 7 月 15 日に開催されました本審において承認されております資料 3 の審議の進め方等について、事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

はい。それでは、5 ページの資料 3 をご覧ください。

最低賃金の審議の進め方等についてですが、7 月 15 日に開催されました、本年度第 1 回目の本審においてご承認をいただいたものでございます。

特定最低賃金に関する主な内容をご説明いたします。

まず、1 の「審議の進め方について」は、

(2) 各専門部会は、同時期に調査審議することがある。

(3) 業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意見聴取又は実地視察によることとする。

(4) 専門部会での審議回数は、おおむね 3 回で結論を出すことを努力目標とする。

(5) 最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用し、専門部会の決議をもって本審の決議とするが、この場合、全会一致で決議することを原則とする。

(6) 効力発生の日を指定して審議を行うことができる。

(9) 審議日程について、初回時に次回、次々回まで調整する。

とされています。

次に、5 及び 6 ページの 3 の「特定最低賃金について」の(1)～(3)につきましては、特定最低賃金の改正審議の流れについて記載しておりますが、これについては冒頭でご説明したとおりです。

なお、(3) 後段の効力発生日について、12 月 15 日を努力目標としておりますのは、香川県での特定最低賃金の発効日は、従来 12 月 15 日としてきたことによるものでございます。(4) につきましては、来年度の特定最低賃金に係る申出に

について、来年3月に開催予定の本審におきまして、その意向の有無を確認するというものでございます。

7ページの資料4は、ただ今ご説明しました発効日について、答申日ごとの最短での発効日をお示しした一覧表でございます。この一覧表黄色で指示した行を見ていただきたいのですが、左端が答申日で右の端が発効日となっております。12月15日を発効日とするためには、遅くとも10月15日までに答申をいただく必要があるということで、日程表はこれに沿って組んでおります。以上でございます。

○高塚部会長

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明について、何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

(意見等なし)

○高塚部会長

よろしいでしょうか。

それでは、各専門部会において、この「審議の進め方等について」のとおり、専門部会の審議回数は概ね3回とし、最低賃金審議会令第6条第5項を適用して、専門部会の決議をもって本審の決議としますが、この場合には、全会一致が原則であることにご留意いただきながら、各専門部会の3回目までに答申が得られますよう、よろしくお願ひいたします。

それでは、議題(4)の「その他」について、事務局の方で何かございますか。

○賃金室長

各資料について簡単に説明いたします。

資料5、6、7につきましては、これまでの説明で触れておりますので省略させていただきます。

29ページの資料8は、現在の香川県最低賃金と特定最低賃金4つの金額の一覧表です。

31ページの資料は9の香川県最低賃金の概要でございます。10月18日から1,036円、引上げ額66円、引上げ率6.80%となっております。

33ページの資料10は香川県の平成24年度以降の最低賃金の推移です。機械、船舶、電気は香川県最低賃金とほぼ同じように右肩上がりでございます。

35ページの資料11は、特定最低賃金対象業種の状況です。平成29年度からの

適用事業場数、基幹的労働者数、影響率、未満率、引上げ額等の推移などをまとめたものです。

未満率、影響率について簡単に説明させていただきますと、中ほどに「4 影響率（）内は未満率」とあります。県最賃の影響率と未満率を例にとりますと、右端の令和7年度の上段に「25.8%」、下段に（1.2%）とあります。これは、今年6月の統計調査に基づき、賃金が970円から1,036円となったときに1,036円を下回る労働者の割合が25.8%いることを示しています。これが影響率です。下段の1.2%は、6月の時点で970円を下回っている労働者の割合を示しており、これが未満率です。

37ページの資料12は、香川の賃金概況です。令和6年6月分の賃金についての調査結果でございます。令和2年調査より集計方法が見直されたことにより、令和2年調査結果と令和元年以前までの調査結果とは接続性を欠くものとなっております。

49ページの資料13は、本年6月に実施した賃金改定状況調査結果で、6月1日現在の全国集計でございます。54ページの第4表①は、産業計、男女計、男女別の賃金上昇率でございます。香川県が属しておりますBランクの産業計男女計の賃金上昇率は、令和6年2.4%から令和7年2.9%、全体では令和6年2.3%から令和7年2.5%となっております。

61ページの資料14は、香川県政策部統計調査課による令和7年6月分香川の賃金、労働時間及び雇用の動きでございます。産業別の常用労働者一人当たりの現金給与総額、きまって支給する給与、所定内給与等のデータを表しております。事業所規模5人以上及び30人以上の事業所について毎月実施している調査でございます。63ページは6月現在の産業別常用労働者の1人平均月間現金給与額となっております。66ページは名目賃金指数で、令和2年の現金給与総額の平均を100として令和4年からの産業別の推移を表しており、いわゆる賞与も含まれております。

67ページの資料15は、香川労働局職業安定課発表の令和7年7月分の香川県の雇用情勢でございます。有効求人倍率は1.49倍で全国第5位、前月より0.01ポイント上昇し、168か月連続で1倍台でございます。正社員の有効求人倍率は1.21倍で、前年同月より0.05ポイント上昇しております。

89ページの資料16は、香川労働局職業安定課発表の令和7年3月卒新規学卒者初任給情報でございます。最近の新規学卒初任給の動向につきましては、初任給額は令和6年と比べ、高卒1万1千円増、短大卒1万円増、大学卒1万3千円増といずれも増加しております。

93ページの資料17は、四国財務局発表の令和7年7月香川県内経済情勢報告でございます。94ページの令和7年7月判断の総括判断では、「緩やかに持ち直

している」とされております。

103 ページの資料 18 は、2025 年 9 月 10 日付け日本銀行高松支店発表の香川県金融経済概況でございます。概況として、「香川県内の景気は、持ち直している。」とされております。

105 ページの資料 19 は、日本銀行高松支店、徳島事務所発表の企業短期経済観測調査結果の概要（2025 年 6 月）—四国地区、香川県、徳島県—でございます。106 ページの業況判断は、香川の 2025 年 6 月においては、全産業では、マイナス 5 % ポイント、同様に全国は、プラスマイナス 0 % ポイントとなっております。

115 ページの資料 20 は、四国経済産業局発表の令和 7 年 6 月分四国地域の経済動向でございます。「四国地域の経済は、持ち直しの動きがみられる。」とされております。

125 ページの資料 21 は、香川県政策部統計調査課発表の高松市の令和 7 年 7 月分消費者物価指数でございます。令和 2 年を 100 とした総合指数は 111.0、前年同月比は 2.5% の上昇となっております。

129 ページの資料 22 は、内閣府による令和 7 年 8 月の月例経済報告でございます。「景気は、米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの、緩やかに回復している。」とされております。

139 ページの資料 23 は、令和 7 年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況でございます。平均妥結額は 18,629 円、前年比 1,214 円の増、賃上げ率 5.52% で、昨年に比べ 0.19 ポイント増加しております。

資料については、以上でございます。

○高塚部会長

はい、ありがとうございました。

以上で用意した議題は全て終了いたしましたが、最後に、追加で事務局から何かありますでしょうか。

○賃金室長

はい。この後、委員の皆様には、連絡事項がございますので、この場に残っていただきますようお願ひいたします。以上です。

○高塚部会長

ありがとうございます。それでは、以上を持ちまして、合同によります第 1 回専門部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

——了——